

株式会社ユーラスエナジーホールディングス
「(仮称) 東由利原風力発電事業環境影響評価準備書」
に対する勧告について

平成26年9月29日
経 済 産 業 省
商 務 流 通 保 安 グ ル ー プ
電 力 安 全 課

本日、電気事業法第46条の14第1項の規定に基づき、「(仮称) 東由利原風力発電事業環境影響評価準備書」について、株式会社ユーラスエナジーホールディングスに対し、環境の保全の観点から勧告を行った。

(参考) 当該地点の概要

1. 計画概要

- ・場 所 : 秋田県由利本荘市
- ・原動力の種類 : 風力
- ・出 力 : 39,000kW(3,000kW×13基)

2. これまでの環境影響評価に係る手続

環境影響評価準備書受理	平成26年 4月30日
住民等意見の概要受理	平成26年 6月30日
秋田県知事意見受理	平成26年 9月 8日
環境大臣意見受理	平成26年 9月 9日

問合せ先: 電力安全課 磯部、長井、笠原
電話03-3501-1742(直通)

株式会社ユーラスエナジーホールディングス
「(仮称) 東由利原風力発電事業環境影響評価準備書」に対する勧告内容

1. 総論

- (1) 事後調査及び環境保全措置に位置づけられている環境モニタリングを適切に実施すること。また、その結果を踏まえ、必要に応じて、追加的な環境保全措置を講ずること。
- (2) 追加的な環境保全措置の具体化に当たっては、これまでの調査結果や専門家等の助言を踏まえて、措置の内容が十全なものとなるよう客観的かつ科学的に検討すること。また、検討のスケジュールや方法、専門家等の助言、検討に当たったの主要な論点及びその対応方針等を公開し、透明性及び客観性を確保すること。
- (3) 調査の結果については、本事業による環境影響を分析し、調査により判明した環境の状況に応じて講ずる環境保全措置の内容、効果及び不確実性の程度について報告書として取りまとめ、公表すること。
- (4) 対象事業実施区域の周辺には、既に供用中の風力発電所が存在し、また、今後も新たな風力発電所の設置が見込まれることから、将来的に累積的な環境影響が懸念される。

したがって、周辺の風力発電事業者との間で、連携体制の構築に努め、当該者と協働して、環境モニタリング及び事後調査の結果の共有、共同調査の実施等を行った上で、地域全体の効果的な環境保全措置の検討を行い、必要に応じて追加的な環境保全措置を講ずること。

2. 各論

(1) 騒音等について

工事用車両の運行に係る騒音等の影響については、工事用車両の走行ルートにあたる民家周辺についても、予測及び評価を行い、必要な環境保全措置を講ずること。また、工事中に実施する環境モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて、追加的な環境保全措置を講ずること。

(2) 鳥類について

対象事業実施区域の周辺には、クマタカの繁殖が確認されているが、「猛禽類保護の進め方(改訂版)」(平成24年12月)に基づく必要な調査は行われていない。また、ガンカモ類等の渡りや、オオタカやハチクマ等の希少な猛禽類の飛翔が確認されている。これら鳥類に係る環境影響評価の予測には大き

な不確実性が伴う。

このため、重要な鳥類等に対する環境影響を可能な限り回避・低減する観点から、特にクマタカについては「猛禽類保護の進め方（改訂版）」等の考え方に基づく必要な調査を実施し、これまでに実施した調査結果及び専門家等からの助言を踏まえて、要すれば風力発電設備の配置や構造の変更等を検討し、適切に実施すること。

また、鳥類の誘引が確認された場合等、事後調査により判明した内容に応じ、専門家等からの助言を踏まえて検討し、鳥の渡りの時期の稼働調整等を含めた追加的な環境保全措置を講ずること。併せて、衝突等による死亡・傷病個体の確認を高い頻度で適切に実施し、死亡・傷病個体が確認された場合は、死亡原因の分析及び傷病個体の救命を行うため、関係機関と連絡・調整、死亡・傷病個体の搬送、関係機関による原因分析への協力を行うとともに、周辺の風力発電事業者との情報共有に努め、必要な措置を検討すること。

（３）水生生物について

対象事業実施区域には複数のため池が存在し、重要な水生生物の生息が確認されている。このため、これらの水生生物に対する環境影響を回避・低減する観点から、専門家等からの助言を踏まえて、適切な沈砂池等の配置や濁水処理等の環境保全措置を検討し、また、生息地が濁水処理水の排水先とならないようにすること。

（４）植物について

ヒトツボクロ等の希少な植物の移植に当たっては、移植方法及び移植先の適切な選定が、移植先への影響の回避及び移植の成否の重要な要素となることから、専門家等からの助言を踏まえて、慎重に実施すること。

（５）景観について

主要な眺望点からの眺望において、風力発電設備の色彩、明度等について、自然景観と調和した景観を構成するよう検討するとともに、本事業と他事業の設備が同一視野に入る場合、他事業の設備と調和したものとなるよう配慮すること。

以上について、その旨を環境影響評価書に記載すること。